

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

あわせて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1及び表2のとおりである。

なお、団体の選定に当たっては、これまでの監査実施状況を踏まえ、

- 補助金交付額などが高額なこと
 - 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
 - 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していること
- などを勘案し選定した。

（表1）監査実施団体数及び実施率

区分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率
補助金等交付団体（注1）	5,434	201	3.7%
交付額2,000万円以上（再掲）	1,692	169	10.0%
出資団体（注2）	50	11	22%
公の施設の指定管理者（注3）	25	(2)	8%
合計	5,509	212	3.8%

（注1）当該区分には、公の施設の指定管理者1団体（公益財団法人東京都農林水産振興財団）が含まれる。

（注2）当該区分には、公の施設の指定管理者1団体（東京港埠頭株式会社）が含まれる。

（注3）「()」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

(表2) 監査実施団体及び所管局の一覧

区分・団体名	所管局
補助金等交付団体 (201 団体)	
学校法人 84 団体	生活文化局、福祉保健局、産業労働局
東京都国際交流委員会	生活文化局
京王電鉄株式会社など 3 団体	都市整備局
社会福祉法人等 101 団体	福祉保健局
公益財団法人東京都農林水産振興財団	産業労働局
東京商工会議所など 9 団体	産業労働局
全国地方新聞社連合会	産業労働局
一般財団法人自警会	警視庁、福祉保健局
出資団体 (11 団体)	
公益財団法人東京都島しょ振興公社	総務局
一般財団法人東京都人材支援事業団	総務局
公益財団法人東京税務協会	主税局
首都高速道路株式会社	都市整備局
多摩都市モノレール株式会社	都市整備局
日本自動車ターミナル株式会社	都市整備局
公益財団法人城北労働・福祉センター	福祉保健局、産業労働局
東京食肉市場株式会社	中央卸売市場
東京港埠頭株式会社	港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局
東京交通サービス株式会社	交通局
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	警視庁
公の施設の指定管理者 (2 団体)	
東京港埠頭株式会社 (再掲)	港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (再掲)	産業労働局

3 監査期間

令和元年9月9日から令和2年1月30日まで

ただし、島しょの団体（社会福祉法人三宅島あじさいの会）については、令和元年5月に実施した。

4 監査対象範囲

原則として、平成29年度及び平成30年度の事業を対象に実施した。

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、表3のとおりである。

(表3) 主な着眼点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業は、目的に沿って適切に執行されているか。○ 補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象事業に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">○ 団体の事業は、出資又は出えんの目的に沿って適切に運営されているか。○ 団体の会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 団体に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 団体に対する補助金等の交付、業務委託、財産貸付等は適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">○ 公の施設の管理運営は、目的に沿って、適切に行われているか。○ 管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">○ 指定管理業務に対する指導・監督は、適切に行われているか。○ 指定管理者に対する指定管理料の支払等は、適切に行われているか。

6 監査の方法

団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。

団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表4のとおりである。

なお、社会福祉法人等101団体のうち、一部団体について、所管局が保管する補助事業に係る書類の確認を行う書面監査を実施した。

(表4) 団体区分ごとの検証・確認項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象事業の執行状況 ○ 補助金等で購入した財産、物品等の管理状況 ○ 補助金等に係る会計経理、金額算定の状況 	補助要綱 補助金交付関係書類 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類
出資団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の財務状況・事業実績 ○ 都から団体への補助金等の交付・業務委託・財産貸付の状況(団体が委託事業を再委託している場合は、契約の競争性確保や再委託理由等を特に検証) ○ 団体の契約、会計経理、財産・物品管理等の状況 	定款 中長期計画 事業計画書 実績報告書 財務諸表 経理関係帳票類 補助金交付関係書類 各種契約書
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理業務の運営状況 ○ 施設の利用状況、サービスの提供状況 ○ 指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務の状況(指定管理者が指定管理業務の一部を第三者に委託している場合は、契約の競争性確保や委託理由等を特に検証) 	協定書 事業計画書 実績報告書 経理関係帳票類 各種契約書 指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表5のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表5) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
京王電鉄株式会社など3団体	補助対象となる駅又は構造物の工事について、工法選定、積算、工事監理等が適切に行われているかなどを監査
首都高速道路株式会社	高速道路の工事等において、積算、工事監理等が適切に行われているかなどを監査
東京交通サービス株式会社	技術力向上と技術承継に向けた取組などを監査

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものが認められたので、表6及び表7のとおり、32団体及び4局に対し、44件の指摘、2件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額は約2,562万円であり、このうち、補助金の過大交付を指摘したものは、約1,158万円で、前年と比べて、約337万円の増加となった。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表6）指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和元年		(参考)平成30年	
	団体	局	団体	局
補助金交付団体	26	3	17	3
学校法人84団体	1	1	/	
東京都国際交流委員会	1			
社会福祉法人等101団体	24	1		
全国地方新聞社連合会		1		
出資団体	6	1	6	4
公益財団法人東京都島しょ振興公社	1		/	
公益財団法人東京税務協会	1			
公益財団法人城北労働・福祉センター	1			
東京港埠頭株式会社	1			
東京交通サービス株式会社	1	1		
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	1			
公の施設の指定管理者	(1)		1	(1)
東京港埠頭株式会社（再掲）	(1)		/	
合計	32	4	24	7

（注1）「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含めない。

（注2）同一局が、複数の団体に関して指摘を受けている場合には、() で表記し、合計数には含めない。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘			意見・ 要望	合計
	団体	局及び 団体	局		
補助金等交付団体 (201 団体)					
学校法人 84 団体		1			1
東京都国際交流委員会	1				1
京王電鉄株式会社など 3 団体					
社会福祉法人等 101 団体		27	6		33
公益財団法人東京都農林水産振興財団					
東京商工会議所など 9 団体					
全国地方新聞社連合会			2		2
一般財団法人自警会					
出資団体 (11 団体)					
公益財団法人東京都島しょ振興公社				1	1
一般財団法人東京都人材支援事業団					
公益財団法人東京税務協会	1				1
首都高速道路株式会社					
多摩都市モノレール株式会社					
日本自動車ターミナル株式会社					
公益財団法人城北労働・福祉センター	1				1
東京食肉市場株式会社					
東京港埠頭株式会社	1				1
東京交通サービス株式会社	1	1	2		4
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター				1	1
公の施設の指定管理者 (2 団体)					
東京港埠頭株式会社 (再掲)	(1)				
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (再掲)					
合計	5	29	10	2	46

(注) 「(再掲)」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含めない。なお、当該指摘件数は、()で表記する。

(表8) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和元年			(参考) 平成30年		
		指摘	意見・ 要望	合計	指摘	意見・ 要望	合計
収入	会計処理(収入)	1		1	1	1	2
	債権管理				5		5
支出	契約(仕様・積算)				4		4
	契約(履行確認)	2		2	5		5
	契約(その他)	2	1	3	12		12
	会計処理(支出)	2		2	1		1
	補助金等	34		34	22	3	25
財産	財産管理	2	1	3	3		3
	物品管理				3		3
その他	情報管理				4		4
	その他	1		1	6		6
合計		44	2	46	66	4	70

2 主な指摘事例

【補助金等】

保育施設に対する補助金が、加算対象となるアレルギー児童数の算定誤りなどにより、過大に交付されていた。

社会福祉法人19団体、福祉保健局 P. 60

保育施設を運営している社会福祉法人計19団体に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、アレルギー児対応や延長保育事業の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、合計約955万円が過大に交付されていた。

そこで、各法人に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

また、補助金を交付した福祉保健局に対し、補助金交付事務に係る審査のより一層の改善を求めた。

【補助金等】

補助金で購入した設備が有効に活用されておらず、購入理由書どおりに事業が行われていなかった。

特定非営利活動法人色えんぴつ、福祉保健局 P. 81

福祉保健局は、就労継続支援事業所を運営する法人に対して、設備購入のための経費の一部を補助している。

法人はこの補助を活用し、平成29年度にクッキー等を製造する製菓室に設置するための冷凍冷蔵庫2台を購入していたが、監査日現在、購入した2台のうち1台は電源コードが抜かれた状態で製菓室外に置かれており、購入から1年半以上経過しているにもかかわらず、有効活用されていなかった。

また、法人が局に提出した当設備の購入理由書には、クッキーの製造数増加のためには、当設備が必要であるとしていたが、製造数は購入前と比べても変化しておらず、このことを局も把握していなかった。

そこで、法人に対して、有効活用されていない冷凍冷蔵庫に係る過大に交付された補助金約23万円の返還を求めた。

また、局に対し、補助事業の効果を把握し、是正改善を図ることができる仕組みを構築するよう求めた。

【補助金等】

補助金で物品等を購入した場合の消費税に係る補助金返還命令等を行っていないかった。

福祉保健局 P. 84

福祉保健局は、医療機関に対して救命救急センターの整備について補助金を交付している。補助金は、消費税法上、課税されないが、事業者が補助金を原資に物品を購入した場合には、購入に係る消費税を売上高に対する消費税から控除することができ、実質的に消費税額を負担しない仕組みとなっている。

このため、補助金交付要綱では、補助金に係る消費税の控除税額が確定した場合は、速やかに局に報告することを求めている。

しかし、局は、医療機関から平成29年度分の消費税額の控除について報告を受けたにもかかわらず、消費税額相当分の補助金の返還命令を行っていないかった。

また、平成30年度分の消費税の控除税額が既に確定した後も、局は、医療機関から返還相当額について報告を受けておらず、報告書の提出も求めているいなかった。

そこで、局に対し、消費税に係る補助金返還事務手続を適正に行うよう求めた。

【契約（その他）】

会社が局から受託した車両保守業務等において、履行完了の確認や契約代金支払の審査が適切に行われていなかった。

東京交通サービス株式会社、交通局 P. 260、265

東京交通サービス株式会社は、東京都交通局グループの一員として、鉄道・軌道事業の保守部門を担っている。局から、受託した車両保守業務等に関して、会社が再委託している契約について確認したところ、規定に基づいた検査が適時・適切に行われておらず、また、履行完了を書面で確認していないなど、支出の審査において不備があるにもかかわらず、契約代金の支払や局への履行完了報告を行っている状況が認められた。

そこで、会社に対し、受委託契約事務に関して、適正な業務執行を確保すべく内部統制を強化するよう求めた。

また、局に対し、委託契約の適正な履行が確実に担保される方策を講じるよう求めた。

【契約（履行確認）】

契約の履行状況等について必要な検査を行うために経理規則で定めた検査員を置いていなかった。

東京都国際交流委員会 P. 33

東京都国際交流委員会経理規則では、事務局に検査員を置き、契約の履行状況等について必要な検査を行うものと定めている。

しかし、委託契約について見たところ、委託完了届の検査員及び監督員の氏名欄及び印欄が空白となっており、履行完了後の確認がなされていない状況であった。

委員会によると、現状の職員数や組織体制では、検査員等の指定が困難であり配置できる状況ではなかったが、実務としては、契約の履行確認時には、複数職員で内容の確認を行っているとのことであった。

実務上は確認を行っているとしても、検査員を置いていない状況は、経理規則にのっとっているとは言えない。

そこで、委員会に対し、委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施するよう求めた。

【会計処理（収入）】

都が負担すべき自動火災報知設備の改修費用を請求していなかった。

東京港埠頭株式会社 P. 239

会社は、会社所有のフェリー埠頭ターミナルビルのほか、都が所有する歩道橋についても都との協定に基づき管理運営を行っている。

この協定では、施設の維持補修を行うときは、都と会社による事前協議を行うことや所有区分に応じて経費を分担することとしている。

しかし、会社が実施した自動火災報知設備の改修工事について、改修範囲に都が所有する歩道橋が含まれていたにもかかわらず、会社は、事前協議を行わないまま工事を行い、また、本来、都が負担すべき改修費用101万余円を都に請求していなかった。

そこで、会社に対し、都が負担すべき費用を請求するよう求めた。

(別表 1) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘件名	頁
学校法人 84 団体 (生活文化局、福祉保健局、産業労働局)			
1	補助金等	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	29
東京都国際交流委員会 (生活文化局)			
2	契約 (履行確認)	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの	33
社会福祉法人等 101 団体 (福祉保健局)			
3	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	61
4	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	62
5	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	62
6	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 d	63
7	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 e	64
8	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 f	65
9	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 g	65
10	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 h	66
11	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 i	67
12	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 j	68
13	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 k	68
14	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 l	69
15	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 m	70
16	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 n	70
17	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 o	71
18	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 p	72
19	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 q	73
20	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 r	74
21	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 s	75

No.	区分	指摘件名	頁
22	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 a	76
23	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 b	77
24	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 c	77
25	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 d	78
26	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	78
27	補助金等	(補助金を返還すべきもの) 東京都地域医療構想推進事業(施設設備整備)費補助金	80
28	補助金等	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を適切に把握し 是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの	81
29	補助金等	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべ きもの	82
30	補助金等	保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できる ようにすべきもの	83
31	補助金等	消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの	84
32	補助金等	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導す べきもの	86
33	補助金等	補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補 助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求める べきもの	87
34	補助金等	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正 に行うべきもの	89
35	補助金等	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務につ いて公平性を担保すべきもの	89
全国地方新聞社連合会(産業労働局)			
36	その他(その他)	(全国特産品の展示紹介事業について) 事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの	118
37	会計処理(支出)	(全国特産品の展示紹介事業について) 負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの	119

【出資団体】

No.	区分	指摘件名(※は意見・要望事項)	頁
公益財団法人東京都島しょ振興公社(総務局)			
38	契約(その他)	※リース契約車について	135
公益財団法人東京税務協会(主税局)			
39	財産管理	安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの	172
公益財団法人城北労働・福祉センター(福祉保健局、産業労働局)			
40	会計処理(支出)	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確 にすべきもの	218

No.	区分	指摘件名（※は意見・要望事項）	頁
東京港埠頭株式会社（港湾局、オリンピック・パラリンピック準備局、建設局）			
41	会計処理（収入）	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	239
東京交通サービス株式会社（交通局）			
42	契約（その他）	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの	260
43	契約（その他）	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの	263
44	契約（履行確認）	委託契約の適正な履行を確保すべきもの	265
45	財産管理	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの	266
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター（警視庁）			
46	財産管理	※基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	278

(別表2) 指摘事項、意見・要望事項一覧(区分別)

【会計処理(収入) 1件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
41	自動火災報知設備の改修費用を都に請求すべきもの	東京港埠頭株式会社	239

【契約(履行確認) 2件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
2	委託契約に係る履行完了時の検査検収を適切に実施すべきもの	東京都国際交流委員会	33
44	委託契約の適正な履行を確保すべきもの	交通局	265

【契約(その他) 3件】

No.	指摘件名(※は意見・要望事項)	指摘先の局・団体名	頁
38	※リース契約車について	公益財団法人東京都 島しょ振興公社	135
42	受委託契約事務における適正な業務執行の確保に係る内部統制を強化すべきもの	東京交通サービス株式会社	260
43	広告事業に関する委託契約を適切に行うべきもの	交通局	263

【会計処理(支出) 2件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
37	(全国特産品の展示紹介事業について)負担金の確定に当たり、審査を適切に行うべきもの	産業労働局	119
40	越年相談事業に従事した職員に対する対価について、支給根拠を明確にすべきもの	公益財団法人城北労働・福祉センター	218

【補助金等 34件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
1	私立幼稚園預かり保育推進補助金を返還すべきもの	生活文化局 学校法人日野しらゆり学園	29
3	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 a	福祉保健局 社会福祉法人さくらぎ会	61
4	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 b	福祉保健局 社会福祉法人なの花会	62
5	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 c	福祉保健局 社会福祉法人わかみや福祉会	62
6	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 d	福祉保健局 社会福祉法人栄光会	63
7	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 e	福祉保健局 社会福祉法人貴静会	64
8	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 f	福祉保健局 社会福祉法人紅葉の会	65
9	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 g	福祉保健局 社会福祉法人東中川会	65
10	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 h	福祉保健局 社会福祉法人東保育会	66
11	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 i	福祉保健局 社会福祉法人童愛会	67
12	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 j	福祉保健局 社会福祉法人不動福祉会	68
13	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 k	福祉保健局 社会福祉法人友好福祉会	68
14	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 l	福祉保健局 社会福祉法人豊仁会	69
15	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 m	福祉保健局 社会福祉法人友和会	70
16	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 n	福祉保健局 社会福祉法人龍美	70
17	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 o	福祉保健局 社会福祉法人南町保育会	71

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
18	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 p	福祉保健局 社会福祉法人流山中央福祉会	72
19	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 q	福祉保健局 社会福祉法人てつなぎの会	73
20	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 r	福祉保健局 社会福祉法人高砂福祉会	74
21	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育サービス推進事業補助金 s	福祉保健局 社会福祉法人彩保育会	75
22	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 a	福祉保健局 社会福祉法人栄光会	76
23	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 b	福祉保健局 社会福祉法人吹上会	77
24	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 c	福祉保健局 社会福祉法人相友会	77
25	(補助金を返還すべきもの) 東京都保育士等キャリアアップ補助金 d	福祉保健局 社会福祉法人豊仁会	78
26	(補助金を返還すべきもの) 東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金	福祉保健局 社会福祉法人福翠会	78
27	(補助金を返還すべきもの) 東京都地域医療構想推進事業（施設設備整備）費補助金	福祉保健局 社会医療法人河北医療財団	80
28	補助金を返還するとともに、審査を含め、補助の効果を適切に把握し是正改善を図ることができる仕組みを構築すべきもの	福祉保健局 特定非営利活動法人色えんぴつ	81
29	補助金の申請を適正に行うとともに審査体制の改善を速やかに行うべきもの	福祉保健局 社会福祉法人わかみや福祉会	82
30	保管様式の誤った入力制限を是正し、適切な額の補助金を交付できるようにすべきもの	福祉保健局	83
31	消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの	福祉保健局	84
32	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの	福祉保健局	86
33	補助金交付要綱に定められた算出が行われるよう指導するとともに補助目的に合致した支出を確認するための算出根拠書類の提出を求めるべきもの	福祉保健局	87

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
34	寄付金の受領について確認する方策を検討し、補助金交付事務を適正に行うべきもの	福祉保健局	89
35	補助金の加算対象を要綱等で明確に示し、補助金申請に係る事務について公平性を担保すべきもの	福祉保健局	89

【財産管理 3件】

No.	指摘件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
39	安全かつ効率的な資金管理運用を行うべきもの	公益財団法人東京税務協会	172
45	局借用施設の改修等に係る事務を適切に行うべきもの	交通局 東京交通サービス株式会社	266
46	※基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	278

【その他 1件】

No.	指摘件名	指摘先の局・団体名	頁
36	(全国特産品の展示紹介事業について) 事業実施に当たり、協定締結先を適切に選定すべきもの	産業労働局	118

(参考) 東京都政策連携団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都政策連携団体

都は、平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しを行い、都政との関連性に応じて「東京都政策連携団体」「事業協力団体」へと改め、指定している。

このうち、東京都政策連携団体（以下、「団体」という。）については、経営目標評価制度を設けている。

この東京都政策連携団体経営目標評価制度は、団体の経営状況等を的確に把握し、これを適正に評価することにより、当該団体の自律的経営を促進するとともに、当該団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。また、その達成状況等を都で評価・公表することを通じて、団体の経営改革の促進を図ることも目的としている。

平成30年度は、団体が、令和2年度までの3年間で進める改革の取組をまとめた「経営改革プラン」について、平成30年度の達成状況を都が評価し、東京都政策連携団体経営目標評価制度に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見を踏まえ、評価（5段階：S、A、B、C、D）を決定した。

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、施設所管局がそれぞれ評価委員会を設置し、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を今後の施設管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A ⁺	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設